

## 「裁判員経験者の意見交換会」議事要録

1 日 時 平成27年9月11日（金）午後2時30分から午後5時  
まで

2 場 所 静岡地方裁判所浜松支部裁判員候補者待機室（5階）

3 参加者等

司 会 安 浪 亮 介（静岡地方裁判所長）

裁判官 山 崎 威（静岡地方裁判所浜松支部刑事部部総括判事）

検察官 北 迫 恵 子（静岡地方検察庁浜松支部検事）

弁護士 杉 尾 健太郎（静岡県弁護士会浜松支部所属）

裁判員経験者1番 40代・男性・会社員

裁判員経験者2番 30代・女性・会社員

裁判員経験者3番 70代・男性・無職

裁判員経験者4番 40代・男性・サービス業

裁判員経験者5番 60代・女性・無職

裁判員経験者6番 50代・女性・会社員

裁判員経験者7番 50代・男性・会社員

裁判員経験者8番 60代・男性・無職

静岡司法記者クラブ記者 5人

4 議事要旨

司会者

静岡地方裁判所の所長をしております安浪と申します。ただいまから裁判員経験者の方々の意見交換会を始めさせていただきます。

本日は、裁判員経験者の方々には、お忙しい中お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。御承知のとおり、裁判員制度は

平成21年5月に始まりました。現時点で6年余りが経過したという時点でございます。裁判員制度の導入というのは、これまでの刑事司法を大きく変えるダイナミックな改革であったわけでありまして、制度が始まりまして、この間、国民の皆様の御理解と御協力によりまして、おおむね安定した運用が積み重ねられていると思っております。

ただ、始まって6年余りという制度でございます。私ども法律家におきましては、この制度の運用の実情というものを常にきちんと点検し、見直し、あるいは改善するという点がないかどうか検討しながら、さらにより良いものにしていくべく、工夫と努力を続けていく必要があると思っております。

この意見交換会は、浜松支部では2回目ということになります。実際に裁判員裁判を経験された皆様方から率直な御意見、御感想をお伺いすることは、今後、裁判員制度をさらにより良いものにしていく上で、大変重要なことと考えております。

裁判員を終えられた直後の時点におきましても、いろいろと御意見、御感想をお持ちだったと思います。時間がたった現在ですけれども、御自身の経験につきまして、少し距離を置いて振り返っていただくと。1年以内の方々もいらっしゃるわけではございますけれども、振り返りながら今日お話しいただくのもまた、有意義なことと考えております。

それから本日はマスコミの方もお見えでございます。今日の皆様の生の御意見、御感想を、マスコミの方を通じまして、今後裁判員になっていかれるであろう国民の方に広く伝えていただくということもまた、併せて有意義なことと考えております。

今日は大体2時間を予定しております。短い時間ではございますけ

れども、ぜひとも率直に御意見、御感想をお聞かせいただきたいと思います。私の方で司会進行役を務めさせていただきますけれども、どうか遠慮されずにお話をいただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは時間の関係もありますもので、早速始めさせていただきます。8名の経験者の方がいらっしゃいます。まず最初でございますけれども、それぞれの方々から、御自身が御担当になられた事件の罪名、それからその事件での被告人の、あるいは弁護人の答弁と申しますか、自白あるいは否認だったかという別、それから審理に要した日数などについて、かいつまんでお話をしていただきたいと思います。

1 番の方から。

#### 1 番

事件の罪名は殺人です。自白事件でありました。審理期間は5日間。今、社会問題になっています介護の問題、その行く末に、あつてはならない事件が起きてしまった事件でした。自分の周りにもいつ降り懸かってくるか分からないという事件でしたので、内容をかなり考えさせられる事件でした。

#### 2 番

窃盗、住居侵入、強盗致死でした。否認事件で、審理期間は10日間でした。息子さんがお父さんを死なせてしまうという事件でした。

#### 3 番

罪名は強制わいせつ、強制わいせつ未遂、強制わいせつ致傷と強姦、窃盗が付いておりました。自白事件でございます。審理期間は4日間でした。この事件は数箇月以内に何件かの犯罪があったということで、全て相手は女性ですので、そういうことで、いろいろその感じをつか

みながら経験した次第でございます。

4 番

罪名は殺人で、否認事件で、審理期間 6 日間でした。この事件は、浜松も多いんですけど、外国人の事件だったので、通訳の人がいたりとかしての裁判だったので、難しかった内容でした。

5 番

事件の罪名は強制わいせつ、強制わいせつ未遂、そして強制わいせつ致傷。そして自白事件。審理は 4 日間行われました。これは豊かになった人間の心の弱さをさらけ出したような感じで受け取りました。何か悲しいような事件だった記憶があります。

6 番

事件は強盗致傷、それから銃刀法違反です。自白事件でありまして、審理期間は 3 日間でした。この事件は、闇金からお金を借りた後、返済できなくなり、郵便局強盗を企てて、現金は幸い取られなかったものの、局長にけがをさせたという事件でありました。金融機関は身近にございますので、そういったところが狙われているという日常の怖さを改めて感じましたし、また被害に遭われた方が、その後、強いストレスにみまわれているという、事件はまだまだ終わっていないということを改めて考えさせられた、そういったことがございました。

7 番

事件の罪名、職務強要と傷害、傷害致死です。否認事件ですね。審理期間は 9 日間です。4 番さんと同じく、外国人の犯罪でした。自分のしたことに目を向けないであやふやなことを言うとか、担当の検事さんの怒りも随所に表れていたとかありまして、知らん顔をしているのかよく分からんのですが、死に至らしめるほどのダメージを与えて

おきながら、猫パンチしたとか、法廷でふざけたことをしているという、私もいら立った覚えがあります。変な事件でした。

## 8 番

罪名は殺人と銃刀法違反、本人は殺人について否認していました。審理期間は3日間です。これは浜松のアウトローというか、組関係の方たちのいさかいの中で起こった事件なんですけど、でも当人は一応組員ではないということで、一般人ということで、一般の方が組の人をやってしまったというんだけど、明らかに誰が見ても組の方だけど、こういう場所では正規の組員じゃない限り一般人だと。それで扱われたという事件でした。

## 司会者

一通りお尋ねいたしました。それではこれから意見交換を始めていくんですけれども、本日は、裁判所、検察庁、それから弁護士会からも来られています。法曹三者ということで、今日この意見交換会のメンバーということで御発言いただく方から、最初に自己紹介をしていただこうと思いますので、最初に裁判所の方から。

## 山崎裁判官

裁判長をしております山崎と申します。よろしく申し上げます。今日いらした経験者の方々の中では、お三方とは初めましてとなりますけれども、5人の方とはお久しぶりですということになります。その節は大変お世話になりました。今日もよろしく申し上げます。

## 北迫検察官

検事の北迫といいます。本日は貴重な御意見を伺いたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

## 杉尾弁護士

県の弁護士会，刑事弁護センターの副委員長をしております，弁護士の杉尾といいます。特に評議の中身等については，おおむね弁護士にとってはブラックボックスになっておりまして，よく分からないところもございます。今日は皆様のお話で勉強していきたいと思いますので，何とぞよろしく願いいたします。

司会者

どうもありがとうございました。

それでは早速，意見交換会の本題の方に入らせていただきたいと思います。最初に8人の方から順にまたお尋ねするんですけども，裁判員裁判を実際に経験してみられて，どんな感想をお持ちだったのか。細かい点については，またこの後，順次お聞きいたしますので，全体的な御印象ですね。例えばという例を申し上げますと，裁判員裁判を実際にこうやって経験する前はこんなふうに思っていたけれども，終わってみて，その辺の考えとか思いが変わったのか，やっぱり一緒だったのかとか，もうちょっと言いますと，この制度に対しての御意見でもいいですし，やってみた結果，やっぱり良かったなら良かったとかということでも結構ですので，また順番に1番の方から。

1番

裁判員裁判を経験する前，法律に対しての知識，あと一般社会に対してのルールであったりとか，自分では当然，普通である常識どおりということは思っていますけれども，こういう場，裁判に立ったときに，どこまで普通といいますか，そういう常識の意見が通るのであるのか，通らないのであるのか。被害者，加害者，どちらにも言い分とかがあります。そういった部分，新聞紙面では，何月何日，事件が起きました，あ，そうなんだぐらいしか分からないんですけど，実際自分

がこういう場に立って、被害者、加害者であったりの背景、そういうものも踏まえた上での、ルールを、法律ベースに乗せて、公正に物事を見て判断して、加害者であったり被害者であったりの判決といたしますか、裁決といたしますか、そういうのを適正に下せるかというのの不安はかなりありました。

司会者

それで、やってみられて。

1 番

やってみて、手順といたしますか、分からない部分ですね。法律であったりとか、弁論したりとか公判を含めて、そういう手順を踏まえて、フォローしてもらいながら進めてもらいましたので、そういった部分では全く心配がなく、楽にというか、スムーズに事が運んで良かったと思います。

あと、よく精神的にというんですかね、僕が担当した事件は殺人事件だったものですから、刃物であったりとか、亡くなられた方であったりとかという部分の、よく眠れなくなったりとか、夢に出てきたりとかという部分、何となく済んだというと、ちょっと言い方うまく言えないんですけど、そういった部分、柔らかく軽減されていて、そういった部分でも大分良かったと思います。

司会者

一番最後に言われたのは、死亡されたことの事件に対する、死体がある事件だったんですけれども、そのことをおっしゃっているんですね。

1 番

はい。

司会者

裁判員を経験された今の時点で、経験したこと自体については、良かったとか悪かったとか大変だったとか、その辺はどうなんですか。

1 番

僕が今回担当した事件では、介護などといった話でした。僕自身の両親にも当てはまる内容でした。そういった意味では、今回の事件、大変良かったと思います、経験できて。

2 番

まず裁判員裁判の呼出状が来たときには、極力当たらないようにというふうに思いましたし、この部屋で抽選したときにも、極力外れてほしいと思っていたんですが、最終的にやってみて、やって良かったなと思っています。なかなか現実的に仕事をしている人には大変だと思うんですけど、会社の人にも、当たったら是非やった方がいいですよというふうに言っています。

司会者

もう一つお尋ねするんですけど、2番の方の事件というのは、なかなか難しいし、審理も長かった事件だったと思うんです。その日数とか事件の難しさとか、その辺で何か御感想をお持ちでしょうか。

2 番

仕事をやりながら、あの日数は、ちょっとなかなか普通に働いていると難しいかなと思うので、会社にそれなりの理解がないと、なかなか参加は難しいと思います。私の会社は裁判員で休んでも休んだことにならないという制度があったので、皆さん協力をしてもらったので、後で会社に戻ったりとかはしてはしまして、2週間ほど乗り切りました



けど、東京等ではこれより長いものやっていたりすると、なかなかそれは働いている人にはしんどいんじゃないかなとは思いました。

### 3 番

私の場合、たまたま4日間の審理でございましたが、6人プラス補充の方が二人、合計8人ということが決まってから、皆さんの仕事とか今までやってきたことの紹介があったんですけど、一番そのときに印象深いんですが、私は一番年齢が上だったんです。そして、あと7人の方それぞれ、4日間も一緒にいますと、個人的な話はもちろんしませんが、ある程度の話がお昼休み時間には、それぞれ自分たちの立場のことを、深く言うんじゃないくて、やっぱりそういう機会もありましたんですが、それから言いますと、とにかくすごいことだなということで、4日間のうちに、必ず裁判長からの、朝の貴重な時間に、審理が始まる前に勉強会をやらせてもらっております。その都度、新しいことばかり、裁判員裁判制度そのものが全く分からなくて、皆さんそうだと思うんですが、非常に勉強になったということは貴重なことだなということが一番思いました。

事件そのものは婦女暴行的なことで、いろいろそれに対しての考えも様々あったのですが、傍聴席などの話も裁判長がちょっとしてくれまして、今日はこういう方がいらっしゃるとか、肉親の方、そういう話をさらっと言ってくれたことに対しても、やっぱり真正面から見えますので、とにかく経験したことがないというような貴重なことができました。

こういうことかと思うのは、やっぱり我々、審理中にお便所も別ですし、そういうことから考えますと、ああ、このような普通のことでさらっと考えることはいけないなということが途中から段々分かって

きまして、結局最後になりましたら、ああ、貴重な体験をしたなという  
ことに尽きると思います。

#### 4 番

自分は、この制度が始まって、選ばれたらやってみたいという気持ち  
がありまして、当日、抽選会に来たときに、ここの会場で抽選の  
ときに、自分は選ばれると半分思っていたら本当に選ばれてしまって、  
そのときに、やっぱり自分に来るなというのが、もう朝の時点で分か  
っていたので、その心構えというものは何となく普通に。選ばれて、  
あ、選ばれたというのがあったので、それで、いざやってみて審理が  
どんどん進んでいくにつれて、やっぱり難しい部分があつて、それを  
自分とほかの裁判員の人たちと話し合つて進めていくということに、  
やっぱりこの裁判員制度の難しさというのが分かつて、いい経験には  
なりました。

#### 司会者

時間があつたら幾らでもお聞きしたいんですけど、前からやってみ  
たいと思つておられた大きな理由は何ですかね。

#### 4 番

理由というものは特にないんですけど、この制度が始まったときに、  
もし自分のところに抽選で書類が来たときに、もらったときに、あ、  
来たと思つて、ひょっとしたら俺、選ばれるかもしれないという、自  
分の中でぴんと来るものがあったんですね。それで朝来たときに、も  
うこの会場に入って抽選の時点で、もう自分は選ばれるなと思つたら、  
そのとおりになつたので、何かもう、何ていうのかな。

#### 司会者

運命的な。

4 番

運命的なものがあつたんだと思います。自分の中で。

司会者

わかりました。今度二つ目なんですけど、やってみて、難しい部分があるとおっしゃったんですけれども、具体的にはどんなところが、この制度の難しいところというのは。

4 番

この事件というのは外人さん同士のもので、外人さんでもアメリカ的なものとかじゃなくてインド系の人だったので、もう弁護士さんにもこちらの伝えたい部分がうまく伝わらない。向こう同士は本当に言葉同士が分かる、けどこっちは何を言っているか分からないという部分がすごくあって、本人と通訳の人はお互いの言葉が分かっているけど、こっちは向こうの言葉が分からない。名前と何となくイントネーションで分かるなという部分は分かるんですけど、それ以外のことは本当に、通訳している間のことは全く分からないんですね。それで通訳の人が、今のはこうです、こうですと言ってもらって初めて、ああ、そうなんだというのがありましたので、やっぱり通訳の人とこっちのコミュニケーションの難しさがありました。

5 番

私はもう裁判員制度ができた時点で、それは反対の意見を持っておりました。というのは、私たちは素人ですので、犯罪に関しましてプロであられる裁判官の方がずっと勉強してやってこられたことに、ぼつと素人が入って行って、勝手な意見で、勝手な罪状なんかも、罪状というか、この人は何年ぐらいだよということを簡単に言っているのかどうか、そういうのはすごくいけないことだと私は今でも思っ

おります。私たちは素人なので、それでどうしても感情が入ってしまいますので、簡単に言うと、顔見ただけでこの人嫌いだから重くしてやろうとか、そこら辺に思うほどに私たちは素人なんですよ。

なので、極力冷静には判断してやったつもりですけれども、素人の中にプロであられる裁判官さんがいらっしゃってくださったので、飛び抜けた罪状は私たちも言わなかったんですけれども、やっぱりどうしても感情が入ってしまうので、被告の方に対する判断をするというのは、私的にはよくないんじゃないかなというのは今でも思っています。でも、やったことに対しては、裁判員制度でやるということはこういうことをやるんだということの勉強をさせていただいたので、幸い、幸いと言ったらおかしい、罪は重くも軽くも罪は罪ですけれども、多少私たちにも判断できる罪状だったので、すんなりと考えることができました。

今でも裁判員制度は、申し訳ありませんけれども反対です。プロの方にお任せしたいと思います。感情抜きで判断していただけますのでね。そういう意見でございます。

## 6 番

私は裁判員裁判に参加して良かったか悪かったかというのは、良かったと思っています。自分の知らないというか、それまでどちらかという、そういう難しい法律の世界であるとか、それから犯罪者に何か関わっていくというのは、自分の中では余り近いものを感じていない、むしろ遠ざけたいなという思いがあった。だから見て見ぬふりをしている、知らなければそれまでかなというような、そういう思いも多少ありました。

ですが、いろいろ犯罪が多く世の中にあふれる中で、いつ自分も巻

き込まれるか分からないし、また自分の身の回りで起こる事件が全く無縁とは言えない、そういった社会情勢の中で、裁判に対して一つは、親近感という言葉が妥当かどうか分かりませんが、何か少しそういうものに自分も近付いていった方がいいのかなとも思いましたし、それから何より、知らないところで全てが終わってしまう。そんなこともあったのかななんていうぐらいで、大きな事件も小さな事件も済んでいけるのかなと。今まで自分が見なかったことで、そのままやり過ぎていたところがあったので、社会全体が、市民感情といいますか、そういった一般の価値観も反映する機会というのに、この裁判員制度というのはあってしかるべきかなと思いました。

裁判中はやはり緊張感もありますし、ここで分からないことがあったら聞いてくださいと言われても、分からないことが分からないという漠然とした不安といいますか、そういうストレスがあったんですけども、そういったことも経験と言ったらおかしいのかもしれないですけども、知ることが大事かなと思いましたが、気がつきがなければ、世の中の全てのことは自分に無関係であれば、ほっかむりしてでも知らないと言って済んだかもしれませんが、少しずつでも情報を整理しながら自分の身につけていくというのは、これはとても大事なことだなと思いました。

それから評議とか判決に対してですね。専門的なことはよく分かりませんが、今日お集まりの裁判員経験された方でも、それぞれの事件の内容によって、その罪の内容によっては、刑罰といいますか、そういったものが随分違うと思うんですけども、そういったものも全部、何か同じ多数決で決められていくというのは、もう少し多数決の内容が、特別な多数決があるとか、そういう何か少しプラスアルファの要

件があって判決がなされるというのも一つ思いましたので、刑に重い軽いはないと思うんですが、でもそういった、何か差といいますか、そういう区別があってもいいのかなと思いました。

それから裁判員裁判に関わらせていただく中で、実は私は2回目のオファーといいますか、最初のときは期間が10日間ということでしたので、これも会社に相談しましたが、私のやっている仕事の内容から、それだけの日数は席を空けることはできないというふうに判断しましたので、辞退させていただきました。次のときには3日間ということで、何とか会社の方とも相談しながらやりくりできましたので、参加をさせていただきましたが、なかなか会社勤めをしていますと、自分の思いとは裏腹にいろいろな制約がありますので、私は裁判の日数が長いというのが、少しいろいろなところで足かせになっている部分もあるのかなと思いました。

## 7番

まず、通知いただいたときには他人事だと思っていました。2回目の通知で裁判所の招集がかかって、裁判所に出向きました時点で、これで外れるんだったら意味がないという思いでした。抽選番号ですか、席順が私、27でした。26番読み上げられて、27ないだろうなと思ったら、また当たったから、まあ、来て良かったなと思いました。それは4番さんと同じです。

制度については、まず弊社の取組は、特別有給というものが出ましくて、社内の対応が可能です。私も管理職でありましたもので、すぐ取締役の方に報告しまして、これこれこういうことで裁判員に選ばれましたと言ったところで、事業所にすぐ報告という形でやっていただきました。裁判員裁判に参加させていただいて、本当に有意義だったと

思います。

いろいろな裁判員が、何年の刑期がふさわしいとかというのをいろいろ、何年何年とかという、表に貼ったりとかいうことでやっていくんですが、最終的には裁判官の票が入らないと、それは成立しませんよというルールになっていまして、非常に理にかなっていると私は判断しました。

大変そうだったところで、専門的ないいルールが敷かれているんだなというのと、素人だからというので、訳も分からん、しゃべれないというのがあってと思います。でも、たまたま九日という長い期間もありまして、最後の頃は女性の裁判員の方も結構発言をできていたというのと、たまたま裁判員の中におしゃべりするのがお仕事の方がおりましたので、意外と和気あいあいとできたんじゃないかなろうかと思っています。

## 8 番

僕も裁判員裁判は、できれば当たりたいなと思った方の人間です。それで来たときに、この部屋へ来て、最初は当たらなかったんです。外れ1位なんです。外れ1位だったら、もう本当につまらないよな、行くだけ行って、ただ何もなしで聞いているだけでと思って行ったら、運良く一人、欠が出まして当たったんです。本当ラッキーという感じでしたね、僕も。これで正規に参加できると。来たからにはやっぱりやりたいなというのがあって、結構、さっき自己紹介のところでも言ったんだけど、組関係のことだったものですから、どう見ても組同士のいざこざなのに、一般人と組との、どう見てもおかしいなというのは、もう根底にありましたものですから、罪状なんかのときでも、ちょっとそこまで重くすることもないんじゃないかなと僕自身は思った

部分もあります。

それで僕のは三日ですよ。で、殺人事件。本人は殺意を否認していたんですけど、どう考えてもそれは殺意あったと考えざるを得ないような事件だったんですけど、でもそれを三日だけ、しかももう、みんなはプロの方なので分かると思うんだけど、一日目は、二日目は、もう三日目は判決。ほとんど自分たちが言えるものがないんですよ、この3日間だけだと。一応指して、何番さん何かありますか、何番さん何かありますかだけです。それでそれ以外に何かあるときは、それは調書にないことは一切だめですと、聞いたりすることはできませんと事前にやられちゃうもんだから、ちょっと。まあ、本当にスケジュールにのっとっただけの、こんなもんなのか、これだったら、まあ、二度と来なくてもいいかなというような、僕はそういう印象でした。

司会者

ありがとうございます。外れ1位とおっしゃったのは、補充裁判員に選ばれたということですね。

8番

そういうことです。

司会者

裁判員の方で辞退が出たので、補充員から繰り上がられたという、こういうことをおっしゃられました。

8番

そうです。しかも7番目ということですね。補充員の1番ということ

司会者



今のお話は、3日間では審理としてやっぱり十分じゃなかったんじゃないかと。

8番

はい。

司会者

それから評議の時間としても十分ではなかったんじゃないかと、こういう感想をお持ちだということ。

8番

結局もう裁判やっている、あとこちらでみんな協議する時間なんか、ほんの少しですからね。もう本当にスケジュールどおり、さーっと時間が来て、はい、今日はここまで、はい、また明日になっちゃうから。それで次の日になれば、今度は証人等がどんだんどんどんいだけで、はい、終わりですと。もう最終日は判決だけだと。

司会者

ちょっと意見交換の順番とは変わるかもしれませんが、8番の方がスケジュールについておっしゃられたので、ちょっとその辺お聞きしましょうかね。

8番さん以外の7人の方で、何かスケジュールがすごい窮屈というんですかね、公判での審理もそうですし、評議もそうですけれども、すごい何か窮屈で、もう少し時間をとってやった方が良かったんじゃないかみたいな感想をお持ちの方、ちょっと挙手を。

(挙手なし)

司会者

いらっしゃらないですか。そうしますと裏から聞きますけれども、ほかの7人の方は、十分かどうか分かりませんが、その当該事

件については適切な審理日数，評議日数，評議時間があったというふうに思っておられるということですのでよろしいでしょうか。

よろしいですか。それでは，今度，公判での審理，公判期日，要するに法廷での審理についてお尋ねしていきます。

今日この法廷でどのようなことが行われているのかとか，そういう手続の流れ，そういうものが分かりにくかったと。これは一体，今のこの時間は何をしている場面なんだろうかというのが，そんなのが分かりにくかったという方はいらっしゃいますか。

(挙手なし)

司会者

それは，やっぱり裁判官の方から事前に説明があるので，その辺に何か分かりにくかったということはないということですのでよろしいでしょうか。

ほかの意見交換会の場で裁判員経験者から出た御意見を一つ御紹介しますと，先ほどのスケジュールにも絡むんですけども，初日ですね。初日は皆さん，初日ということで緊張感もある中での法廷だと思うんですが，検察官の冒頭陳述あり，弁護人の冒頭陳述ありとかで，割と人の話を座ったままで淡々と聞くだけという時間があって，初日というのは結構しんどかったといいますか，という意見をお持ちだった方もいるんですけど，ほかの二日目，三日目という期日と比べて，何か不明等，御感想をお持ちの方はいらっしゃいますか。

5 番

私は別に。事前にもちょっと説明していただいて，そういうふうに流れていったような記憶です。

司会者

検察官の冒頭陳述の分かりやすさみたいな点について、何か御意見をお持ちの方いらっしゃいますか。検察官のお話というのは、大体大方の方は分かりやすいという方が多くて、弁護側になりますと、冒頭陳述であったり弁論であったり、主張の内容がちょっと分かりにくいとかという話も出てくるんですけども、検察官側と弁護人側と比べて、何か御感想をお持ちの方いらっしゃいますか。

## 2番

検察の方のはすごくよく分かりやすかったですけど、弁護士の方のは、ちょっと言いづらいんですが、最初から最後まで通して、検察の方に比べると、分かりにくかったです。

## 司会者

同じような感想をお持ちの方いらっしゃいますか。弁護人の方が、どういう点をどうしてこんなふうに争っておられるんだろうとか、何か分かりにくいとか。

## 6番

同じ一つの事件なんですけれども、検察の方から聞いているお話と、それから弁護人の方から聞くときのイメージが、すごく私は印象が違うなと思ったんですね。それは検察の方は本当に事実に基づいて、全てが、ああ、そうなんだという事実が先に浮かんでくるんですけど、弁護する方の御意見というか、お話だと、何か全体が、事件はあったけれども何かぼやけるといふか、弁護する余り核心的なところをちょっとぼやかして、何か社会の中にそういう考えもあるのかなという、ちょっと曖昧な印象を受けました。だから犯罪はあるんですけども、すごく遠いところから攻めているなという、何かそういうお話の印象がありました。

司会者

この点については、また後ほど少しお話を伺いたと思います。冒頭陳述、これは検察官も弁護人もされるわけですけど、これはあくまでそれぞれの立場からの主張なんですね。言い分であって、その後に証拠調べと、それぞれの言い分を裏付ける証拠が本当にあるのかわいかとか、こういう話になっていくんですけども、そこで証拠調べのことをちょっとお尋ねします。証人尋問、それから被告人質問と、こうあるんですけども、この尋問ですね。時間だとか分かりやすさだとか、何かそれについて御意見お持ちの方いらっしゃいますか。自分の事件ではちょっとこうだったとかという御意見の方。

1 番

これはたまたま担当した事件ですね。自白事件であって、女性の方でした。おばあちゃんなんですけど、自白事件だったものですから、検察側とか弁護側の意見の食い違いとか争点のということはなかったんですけど、ちょっと声が、おばあちゃんだったからなのか、罪の意識なのか、自分の今置かれている立場なのか、ちょっと分からないですけど、声が小さくて、若干裁判中は聞き返すことがありました。そういったことで、質疑、やり取りでちょっと時間をとられたといえますか、こういう質問を試みようということで、裁判員の集まられた方で、裁判長の方から質問をしていただくということで話をした質問に対しての答えが得られなかった、声が小さかったということはありませんけどね。

司会者

検察官の質問でも弁護人の質問でもいいんですけど、質問の意図が分かりにくいというような話もよくお聞きするんですけども、何で

この場面でこんな質問をされているんだろうかと。最後になって謎が解ければいいんですけども、謎が解けないまま、聞いていて不完全燃焼のまま終わったとか、そんな御経験、御感想をお持ちの方っていらっしゃると思いますでしょうか。

4 番

自分は弁護士さんの方の話をちょっと聞いていると、うーんと思う部分もありましたね。え、それが関係あるのみたいな、何でそこでそれを聞いているみたいな感じのところも多々あったのもありましたけど、その弁護士さんの人の部分もあると思うんですけども、やっぱりそこはちょっと分からなかったなというのもありました。

司会者

我々の社会生活の中で、いろいろなやり取りをするわけですが、ちょっと遠回しから聞いていって、最後に核心に入って、あ、こういうことだったのかというふうに氷解する場合もあれば、何だったんだろうなというような。今の4番さんのお話というのは、何だったんだろうなという形で終わったという感じですか。

4 番

うん。

司会者

5番の方、何か。

5 番

私の場合は、とてもスムーズというのもおかしいんですけども、検察の方が言っていることも正しいし、弁護士の方は弁護士としてのやり方で、違う方の見方からの弁護をされている。両方言っていることは正しいとは思っておりますし、なので、それをどう判断するかは、

こちら側，上に立っている7人ということですよ。裁判官と。

司会者

9人。

5番

あ，9人です。すみません。その人たちで。検察側と弁護士側が言っている，両方ともうそは言っていないと私は思っています。ただ，見方を変えて言っているのです，それをどう判断するかは，こちら側，上にいる人たち，私たちの判断になると思うのですよね。それはそんなに分かりにくいことは，私の場合はですけども，なかったです。

司会者

少し違うことをお尋ねするんですけども，今回お集まりの8人の方の事件を見ますと，お医者さんの尋問を御経験された方が結構おられます。さらに臨床心理士さんですか，そういう方もいらっしゃったりして，いわゆる専門家証人の方を御経験された方が多いんですけども，お医者さんの尋問というのはどんなだったのでしょうか。専門用語が出たり，なかなか聞いていてしんどかったなという御経験をお持ちの方。

7番の方は，お医者さんありましたよね。

7番

はい。傷口であったりとか受傷の名前が専門用語が並んでいきますが，ああ，こんな表現するんだなという新たな発見と申しますか，逆に興味深かったです。

先ほどにちょっと戻ってよろしいですか。

司会者

どうぞ。

7 番

私，弁護士さんにちょっと申し上げたいんですけど，素晴らしいことだと思っていますが，最初から無罪を主張するものなんですか，弁護というのとは。

司会者

いえ，そんなことは。

7 番

というのは，ちょっと私，検察の方の主張聞いてから無罪を主張しますと言っても，何からどうしてそういう発想なのかなとかと，素人ですので申し訳ないですが，そういう発想がありました。

司会者

弁護人の弁護方針がどんなふうにして決まっていくのか，あるいはその意見をどんな段階でどういうふうに言っていくかというのは，後で杉尾弁護士の方から何かあったら御説明してください。

弁護士

はい。

司会者

すいません，私の方から指名するのはあれなんですけど，1 番の方は，これは精神科医でしたかね。

1 番

はい。

司会者

精神科医の方の尋問って，聞いておられてどんな感じでしたか。

1 番

僕の事件は殺人ということで，傷口であったりとかそういう話もあるんですけども，加害者の被告人がお医者さんに通ってしまして，

専門科医からの説明がありました。素人ですから、ほとんど分かりませんでした。ましてや僕は、そういう医者に通うとか精神科医であったりとかそういうの全くないものですから、気持ちがそういうふうに向かうとか落ち込むであったりとかというの、ほとんど分からないんですね。そういう気持ちになると、そういう症状の方はこういう方に進んでいっちゃうとか、こういうふうになっちゃうとかということの説明されたんですけども、6人、裁判員の選ばれた方がいまして、中に医療関係に詳しい方がいました。その方、そういう症状がこういうものだよ、こういうことになるんだよということを詳しく知っていて、その方が細かく説明してくれたものですから良かったんですけども、やっぱりそういう説明がなかったら、ちょっと僕の中でどこまで公正にこの事件を見れたのかというのはありました。

司会者

法廷で精神科医の方が話しておられる中身は分かるけれども、そういう症状とか病気をお持ちの方が、どうしてこういう行動に出ていくかという、そのところが理解ができなかったという御趣旨。

1 番

それも理解できなかったですし。

司会者

話しておられることも。

1 番

専門用語がかなり多かったものですから、ちょっと難しく、先ほどおっしゃられた、分からないところは分からないという状態ですね。やっぱり専門用語が続けて並べられちゃうと、途中から話が聞けなくなっちゃうと言ったらあれですけども、えーっという状態になっちゃいまして、やっぱりほかに選ばれた方で、全然分からなかったねと



おっしゃった方もおられました。そこで医療関係に詳しい方が、いや、この病気はこうなんだよ、こういう障害なんだよということをおっしゃったものから、あ、そうなんだという話になったんですけれどね。

司会者

ありがとうございます。

今回は死亡された事件が結構多うございます。それぞれの事件において、死体だとか傷というんでしょうか、そういうところの写真とかイラストがどうだったかという点についても、お話を伺おうと思っておりますが、ちょっとそれは後回しにさせていただきます。

今度は場面を変えまして、評議ですね。さっき杉尾弁護士の方から、評議は弁護士さんからは見えない部分だと、こういう話もあったんですが、評議のことをちょっとお尋ねします。

評議のまず雰囲気、それから評議時間の長さ、それから裁判官がどんなふうに関与の中で話をし、皆さんと意見交換をしているのかと、こういった点についてお尋ねをしたいと思います。先ほど8番の方からは、評議の時間が短かったんじゃないかというお話がありました。

今度、これはちょっと一通り皆さんにお聞きしたいと思いますので、順番を変えて、8番の方から逆に回ります。評議の雰囲気、これは言いたいことが率直に言えたかということが端的なところなんですけれども、時間のことはさっきおっしゃっていただいたので、ちょっとお話しただけですか。

8番

どうしてももう少し、3日間というのはある程度は聞いて最初から分かっていたんですけど、全文のをあれして、本当に今度は開廷後は、こうやってそのまま書いたのを読むだけで目一杯で、自分たちが何をとかと言っているあれはないんですよ。ほとんど考える時間という

か、そこは昼食とか昼休みによく見てとかとされているんですけど、とてもじゃないけど聞いたのとかね。本当に一日目、二日目は、もうそのまま。でも次の日、三日目には判決ですから、自分たちも本当に思ったことというか、それも。で、書いてあることが全てですと言われちゃっているものですから、これ以外のことは考えないでくださいと頭ごなしにやられているわけですから、もうどうしようもないですよ。本当にスケジュールどおり、あと判決のあれによってもカットされる部分が絶対出てくるものですから、もうスケジュールどおりいっちゃっているんだ。これだったら別に誰が来ても同じだなという印象でした。

司会者

評議の場が話しにくいということはない。

8番

それはないです。ただ、何を聞いていいのかというのも、こんな分厚い資料の中で、証人の尋問とか、こうやってやっていくんだけど、被告人質問やったって、もうやっているときは何も、それを聞く、何か聞きたいことありませんかというのも言っただけなんですけど、こんな資料から何を聞いていいのかと。その僅かの、行った日に朝もらったって、なかなかそういう問題ではないと思いますよ。

7番

私が率直に思ったのは、裁判長が、明日はこんな話ですと、こんなことをこんな話をしますという説明がまずありますので、それを聞きながら、ああ、明日こんなことを言おうかなとかという準備が十分できました。

あと、こんなことを言っちゃなんですけど、あの被告人に対して9日ですね。検察官の仰せのとおりでしたので、こんな長い時間は必要

ないんじゃないかなという気はしました。

司会者

事件の種類が違いますものでね。8番さんの御意見と7番さんの御意見は真反対というか。

8番

誰が決めるのかなと思いますね。僕は全部3日で済んでいると思っていましたから。

6番

この流れの後にすごく言いにくいんですけど、全く別の御意見のように聞こえるんですが、私が関わらせていただいた事件については、評議の雰囲気というのも、とても皆さん積極的にお話しされてましたし、いろいろな年代の方とか、いろいろな環境の方、お勤めしている方、していない方、男の方、女の方、それぞれが、持ち場、立場から、いろいろ社会に対する思いであったり、社会的責任といいますか、そういったものを皆さん経験お持ちの方なので、私はそういった多くの価値観を一つの場で一つの事件を通して話し合うというのは、非常に有意義だったと思います。

もちろん事件の内容に合わせて見れば、検討する時間といいますか、考える時間は幾重にも必要かと思いますが、でも、それは全部それぞれの個人の思いの丈をずっと関わっていたら、收拾がつかないといいますか、様々な考え方があるかと思いますが、その方はそういう考え方なんだなということを、お一人お一人のことを伺いました。でも長さは、じゃあ長ければいいのかということになると、そうでもないと思っています。私が関わらせていただいた案件については適当な時間であったと思いますし、また裁判官の方々、そういった、私たちはとても信頼を置いてというか、感じて、お付き合いいただけたと思い

ます。

分からないから分かるようにというのは、どこまで分かるというラインはないと思うんですね。個人差ありますし、それから個人の価値観もありますので。でも、いろいろそういったものを話し合うのに、私は3日間でしたけれども、十分話し合いができました。最後に例えば執行猶予が必要なのか、必要ではないのか、年齢が若い人だったら、その前途に賭けるべきではないかという意見とか、本当に様々な意見がありました。でもルールはルールですというところから、最終的に結論が出たわけですけれども、私はとてもいい裁判を経験させていただいたと思っております。

## 5 番

ずっと言ってきたところではなくて、逆の。私は何をやるにしても、うまい具合に事が進んだという感があります。分からないといっても、分かる範囲の説明をしていただきましたし、分かりやすく言ってもらいました。事件の内容にもよるでしょうけれども、私たちの、私たちというと今日出ていらっしゃる方に申し訳ないんですけど、うまい具合に事は進んでいきましたと思っております。

なので、4日間という日にちで決まりましたけれども、それで。日にちが長い短い、私たちは判断できませんのでね。この事件に関しては4日間かかったんだなというあれがありますので、5日かかれば5日かかったんだなと、そういう、こちらでは日にちは判断できません。

## 司会者

評議の場で自分の意見を述べるに当たって、何か遠慮するような雰囲気とかというのは、それはなかったですか。

## 5 番

私たちのグループは結構和気あいあいで、裁判長がすごく良かったのか、結構言いたいことも言わせていただきましたし、お互いに聞いていただけだし、みんなで言いましたよね。

#### 4 番

自分のときの審議は、個人個人いろいろ言ったり、人の話を聞いたりするのがよくできたと思うし、それを同じ裁判員の仲間で、これはこうだよ、ここはこうだよということ、いろいろみんな、自分らで、こういうふうな感じだったのかなということ、その場で現場の再現じゃないですけど、というのもやることもできたので、それで凶器も実際のものを見せてもらったりとか、裁判官の方で作ってもらった形が同じようなものを使って、みんなでこんな感じだったのかなということは言って、その場でいろいろみんなでやり取りできたのは良かったと思います。

#### 3 番

私どものときは、さっきもお話ししましたが強制わいせつということで、女性の方ばかりが被害者だったわけなんです、そこに女性の方は当然出てきませんし、そのうちの代表のお父さんの話と加害者の方もお父さんの話ということで、非常に聞いていてつらい話も聞きましたけど、審理に移る前に必ず裁判長が、まず控室の方で、ある程度の説明を必ず頂くんですよ。今からこういうことだということ詳しく頂きまして、一人一人が被害者に対しての話をしてください、順番でこうしますからと、細かいことを非常に先に勉強しましたので、それなりのものを、被害者に対しての、被告人に対しての話も頭の中にあつたものですから、そのいろいろなことを問い掛けてみたりしまして、非常に違和感、違和感というのはおかしいですけども、緊張することもなく、相手の被害者や加害者の被告人のお話も、こつちを

向いて、ちゃんと一人一人、そういう心理もあったんでしょ、非常に直立不動で、裁判員の質問にも、その人の顔を見て答えていたというようなことで。

もちろん罪は罪ですので、特に5人も6人も、数箇月のうち、2箇月ぐらいの間にということで、非常にそれについては大変な事件だったと素人の私でも思います。そういう話が頭にあったものですから、裁判長の審理にしても何にしても、静かに、要するに検察官の方も女性二人だったんですけれども、それと弁護士の方たちも、それぞれの立場のお話をしているんだなということが、割合理解ができたものですから、そんなものかなと、そんな感じがしました。

司会者

例えばですけれども、刑の重さを決めるときに、裁判員6人の方、3番の方を含めて6人の方は、自分の意見とか、あるいは人の意見に対しての意見だとかというのは、これは自由に言える雰囲気です。

3番

言えましたですね。非常に話は、よく。ですから刑を決めるときにしても、先に説明していただくものですから、こういうことでいろいろ先に理解をしてもらうようにということでしょうか、非常にその辺は質問も長くした場合でも、裁判長から、あと二人の裁判官も丁寧に質問に答えてくれていましたので、理解しやすかったです。

2番

評議の雰囲気ですけど、皆さん、言いたいことは言えていたと思います。ただ、私の担当したものは少し長目のものだったので、最初の方と最後の方を比べると、最初の二、三日目までは、皆さん初めて会ったメンバーで、やっぱりちょっと遠慮をしていたかな。最後の方は、もう本当に言いたいことをお互い言い合っていたという感じがします。

それで意見が止まってしまっても、その場合は裁判長が残りのお二人の裁判官に話を振って、そこからそれをまた糸口に裁判員の方が意見を言うという形になっていくので、問題はなかったと思います。

## 1 番

評議の雰囲気。5日間でした。初日、やっぱり皆さん初対面だったということもありまして、自由に意見、最初的时候はそこまで意見を出し合うというところまではいかなかったんですけども、三日目、四日目、五日目になりますと、お互いが思ったこととといいますか、主張というか意見というか、いっぱい出し合い、分からなかったところは、先ほど出ました病気、そういったところですね、分からないところがあったら、こうだよ、ああだよとか、裁判長の方からも、流れもそうですけれども、分からないところとか専門用語とか、不明な点がありましたら説明の方もありましたし、雰囲気、時間は、ともに僕が担当した事件は、良かったと言うと変な言い方ですけども、皆さんいい意見を出し合って、一番、ベストと言うと変ですけども、いい結果が出せたんじゃないかなと思います。

## 司会者

ありがとうございます。一通りお尋ねしました。この後、休憩を挟ませていただくんですが、その前に一つだけ。

裁判員の方には守秘義務というのが課されておまして、ただ、これもすごく広いものではなくて、評議の中で誰がどんな意見を言ったとか、何対何だったとかいうようなことについてはだめですよというだけであって、御自身が裁判員になられたことであったり、どんな事件を担当されたんだとかということについては、何も守秘義務で縛ったりしているものではないんですね。

この守秘義務の制度がなぜあるかという、皆さんが自由に御発言

していただくためにあって、これがなければ、ほかの裁判員の方がどこで何を言われるか分からないと。あの人はこんなことを言っていましたよと、こうなってくると、もうどんどんどん、「しーん」となってしまうので、自由な発言を担保するための制度なんですね。

もう多分、裁判長なりが随分説明したとは思いますが、今、振り返ってみられて、こういう守秘義務の制度というのは、やっぱり必要なんかないよと思われるか、必要だと思われるか、あるいはこういう守秘義務の制度があるがために、その後、何か日常生活ですごくストレスがたまっているとか、しゃべりたくてしゃべりたくてしょうがないのにしゃべれないとか、何かその辺ですけれども。

端的にお聞きします。この制度はあるべきだと思われる方、あるのが当然だと。守秘義務はやっぱりあるべきだと思われる方、ちょっと手を挙げてください。

(全員挙手)

司会者

参加者全員。じゃあ今度違う質問ですけれども、あるべきだとは思いますが、やっぱり負担ですと思われる方。

(1人挙手)

司会者

お一人ですか。じゃあちょっと2番の方。

2番

ちょっと私の場合は特殊なんですけど、裁判が終わった後に、とても身近な人間が、被告人と小学生のときのお友達だったんですよ。で、その身近な人間が、法廷で出た話とはちょっと別のことを言って。だから呼んだんだって話だったんですけど。

司会者



すいません、全く厄介な話なんですが、被告人が法廷で述べていたこと。

2番

被告人というか、証人のことですね。

司会者

証人が法廷で述べていたことと、証人が2番の方のお知り合いの方に述べていたことが違うと。

2番

はい。

司会者

そうすると。

2番

で、それが評議でどうだったのかとか。それでちょっと相談というか、結局裁判員やった人に、こういうことがあってという話はしたんですけど、ちょっと家族にも話せないし。

司会者

それは特殊なケースですね。

2番

はい。地元の間人間が地元の間人間を裁くというのは、そういう偶然が起きる可能性があるんで、その人は本当に小学校の頃はお互いのうちに遊びに行っていたということで、家族のこともよく知っていて。まさかと思ったんですけども。裁判が終わった後での話です。

司会者

終わった後に、その話を聞かされたと。

2番

はい。

司会者

だから終わった後に、その話を聞かされてからストレスが始まったわけ。

2 番

はい。裁判員をやっているときは、全然・・・。

司会者

ご存じなかった。

2 番

なかったです。ストレスは感じなかったんですけども。

司会者

ありがとうございました。

それでは、皆さんから貴重な御意見を伺って、ここでちょっと時間が押してきているんですけども、4時ちょうどから再開いたしますので、10分程度、休憩を取らせていただきます。

( 休 憩 )

司会者

この後は、今日の皆様のお話を踏まえた上で、検察官それから弁護人の立場から少し御質問があるということでございますので、最初に北迫検察官の方からお願いいたします。

北迫検察官

私からの質問は2点でございますが、まず1点目が、遺体の写真とか被害者の傷の写真、一般の方には少しショッキングかなと思われるような写真、イラストを証拠として使わざるを得ない場合が多くあるんですが、今回も殺人等、いろいろ遺体の写真を見られた裁判員の方もいらっしゃると思います。その示したことで、やはりちょっと、わあ、ショックだなとか、嫌だなとか、後であれがストレスになったの

かなということがあったのかどうかということをお聞きしたいというのが1点目です。

2点目といたしましては、証人尋問があった事件もあるとは思いますが、全ての方が証人として出廷するわけではありませんので、供述調書の朗読ということで、重要な関係者の話が、直接法廷ではなくて、捜査官がとった調書を朗読することによって立証されているということがあったと思います。その場合、裁判員の皆様としては、やっぱり直接話を聞いた方が分かりやすいのか、それとも調書を聞いても内容が理解できるものなのか、その辺のところを率直な意見を頂きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

司会者

1点目ですね。遺体、それから傷の写真、これが実際に提出されたりしてしまっていて、これがストレスに結び付くかどうかのお尋ねです。やっぱりストレスかかって大変でしたとか、どなたでも手を挙げてください。

7番

私は写真を見る重責を担っておるという自負を持っておりまして、苦痛とは一度も思いませんでした。年も年なものですから、明け方、目が覚めるのが早いんですが、テレビでストレスを感じると訴えていた方のニュースも見たことがありまして、私も思い浮かべてみたんですが、何も問題はないという自信も持っておりました。

司会者

ありがとうございます。いや、私は違いますという方いらっしゃいましたら。私はやっぱり大変だったという。

どうぞ、2番の方。

2番

大変とまでは言わないんですけど、ちょっとその後、色のちょっと変わった卵を気持ち悪く見えたりとか、死体の写真で、撲殺というか、叩かれたあれだったので、ちょっと色が変わった感じ。たまたまそういうふうにならなくて色が違う卵を食べることがあって、気持ち悪く感じてしまったりとか。

ただ、殴ったことによって死んでしまったという内容だったので、見ないことには、やった罪の重さというのも理解できないと思うので、必要だったことだと思います。

司会者

検察官の御質問は、御覧になった後のストレスとか程度の話だったんですけど、今、2番の方から、やはりそれがこの事件の審理の上で必要なものというのであれば、裁判員として見るのは、それはやむを得ないことなんだというようなお話の点も出てきたんですけど、その点についてはいかがでしょうか。7番の方もおっしゃられたんですけども、やっぱりそれは適切な判断をしていくために必要なものであるので、裁判員としても見ざるを得ないというふうにお考えなんでしょうか。

8番

やっぱりそれはもう、自分がやる以上は、それはしょうがない。もう見ざるを得ない。僕のとくもそうだったんだけど、かなりひどい傷だったんだけど、別にストレスは感じなかったですね。

司会者

ほかの方もそういうお考えですかね。

検察官の方の御質問の2点目です。供述調書の朗読の点について、朗読する方の上手下手というのものもあるのかもしれませんが、要するに聞いていてやっぱり分かりにくいと。やっぱり尋問の方が、証

人に来てもらって、実際に顔を見て声を聞いてやる方がやっぱり分かるとか、その辺の論点なんですけれども。

5 番

ちょっと質問してよろしいですか。変なうそを言うことはないですよ。実際に証人の方が見えなくて、ただ読み上げるだけでも、その内容というのほうそではないですよ。

北迫検察官

一応弁護側からも、その供述調書を朗読してもいいということで、その内容に争いが無いということで、一応出ている。内容に争いが無いというか、その取調べすることはできるということで読んでいて、それが本当に信用できるのかとかそういうことを判断されるのが、裁判員と裁判官だと思います。

5 番

ということは、うそを言うかもしれないということですか。

北迫検察官

いや、そんな、検察が立証しようとしていることは事実として出していますので、こちらはそうですけれども、弁護側からすれば、それを弾劾したいと言って主張している場合もあるということです。

5 番

私の場合は、お一方、遮蔽をして証人になってくれていた方がいるんですけれども、裁判ということなので、誰もうそを言うことはないと思いますので、ただの供述調書だけでも、それは信じているので、それはそれでいいので。もし5人の供述を5人が言っているのを聞いたら、どんどん時間が長くなっちゃうしね。そういうこともありますしね。今言ったように、私は信じてお聞きしておりますので、それで十分だと思っております。

司会者

要するに、人の話が本当かうそかというのを、話を聞いてみて判断をするわけなんですけれども、そのときに、人が出てきてしゃべってもらったほうが判断をしやすいのか、証人が別の機会に話したことを朗読するのを聞いても判断ができるのか、そういう質問だと思うんですけどね。

5 番

どちらも私は、私の場合ですけど、それは変わりありません。

司会者

こうお聞きしましょうか。供述調書の朗読が皆さんの事件でされたんですけども、分かりにくかったという御経験のある方は、ちょっと挙手を。

4 番

自分のときは、お店の中で従業員同士の事件だったんですけど、証人として、そのお店の経営者が最後まで出てこなかった。それでやっぱり、そのお店の経営者として、従業員同士はこうでした、こうでしたと言うのが、やっぱり細かいところまでをその経営者の一言が欲しかったので、証人として選んだときに、なぜオーナーを選ばなかったのかなというのは、ちょっと疑問に残ったことがありますて、なので、一番分かっているのは、経営者が一番従業員のことは分かっていると思うんですけど、その経営者が証人として出てこなかったのに、証人を選んだ時点の選択の仕方がどうなのかなというのがちょっと思ったんですけど。

司会者

そのお店のオーナーの方の供述調書はあるんですか。

4 番

はい。

司会者

証人として出てこなかったのは分かりましたけれども、その供述調書自体は朗読されていて、よく分からなかった。

4 番

うん。だって結局自分らとしては、お店のオーナーの本当の気持ちというのを、自分らの目の前でやっぱり本人から直接聞きたかった部分としては、やっぱり証人としてお店のオーナーに出てきてほしいなというのがありましたね。

司会者

検察官の方はよろしいでしょうか。

北迫検察官

否認事件ではあるんですけども、一応、まず供述調書で立証しますというふうに言ったときに、弁護人が、いや、供述調書ではなくて証人を呼ばないとだめだと。この調書をそのまま調べることには同意できないと言った場合には、否認事件の場合であれば、ほとんど検察官は、その人を証人として来てもらいます。

ただ、そうではなかった場合に、証人の方というのも一般の方なので、行きたくないという方もいらっしゃるわけですね。私たちも否認事件でない場合でも、この方にはちょっと直接出てきてもらって話してもらった方がいいなと思われる場合には、証人として来てくださいと言うこともあるんですが、全ての事件でそうはいきませんし、本当に事件の性質によっては、わいせつ系の被害者の方が出られないということももちろんですし、被害者の方もそれぞれですし、目撃者や関係者の方も、気持ち良く御協力いただける方もいますが、そうではない方もいらっしゃるの、そういうところではちょっと苦労があると

ころです。

司会者

それでは、今度は杉尾弁護士の方から御質問をお願いします。

杉尾弁護士

幾つかございます。順を追って、まず1点目なんですけど、実は先ほどの検察官の御質問にちょっと関わるんですけども、今、裁判員の方に、例えば御遺体の写真とか見せるときに、イラストで代用したりとかそういうことで、多分、皆さんのところには、生の御遺体の写真とかは出てこなかったのではないかと推測するんですが。

司会者

死亡事件で生の遺体の写真が出ていた方、ちょっと手を挙げて。

(多数挙手)

杉尾弁護士

結構イラストとかで代用されていませんでしたか。

2番

写真でした。

杉尾弁護士

それはカラーで。

2番

白黒だった。ちょっとすいません、覚えが。カラーだったか。

杉尾弁護士

今日この場にいる方に対しては、ちょっとずれた質問になるかもしれませんが、最近は裁判員の方の精神的な負担を慮って、イラストを使ったりとか、カラーではあっても白黒写真にしてみたりとかいう配慮をされていることはあるんですが、むしろ逆に、先ほどどなたかが、自分たちは公正な判断を旨にということで、やっぱり逆にそ



ういう配慮じゃなくて、きちんとした原証拠に近い写真でありますとか、そういうのを見た方が、より適切な判断ができるというようなことをお感じになった方はいらっしゃるかどうか。御経験とずれているのであれば、ちょっとずれた質問になりますが、それが1点でございます。

2点目で審理についてなんですが、先ほども出ましたのが、検察官の主張、立証に比べて、弁護人のはやっぱり分かりづらいと言われることが多々ございます。もちろんいろいろな事件によっても弁護人違いますので、いろいろあるかと思えますけれども、差し支えなければ、具体的にどういうところで、検察官と比べて弁護人の主張であるとか立証の仕方が分かりづらかったとお感じなのか、そのことをお教えいただけると大変弁護人としては勉強になりますので、お願いしたいと思えます。

それから3点目ですが、検察官の2つ目の質問と同じなんですが、書証の調べ、皆さんのところには公判廷でいきなり書証の朗読をされることになろうかと思うんですけれども、それをその場で理解できるものなのかというところを、正直、弁護人としては疑問に思っているところがありまして、まだ尋問であれば、問い、答えで、それなりに印象付けもされるかと思うんですが、例えば調書をその場でだーっと、一応プロジェクターに映したりとか、いろいろな工夫はそれぞれしているとは思いますが、それをだーっと読まれたときに、本当に頭に入るんだらうかというところが多少疑問に思うところもございますので、その辺もお伺いしたいところでございます。

あと2点あるんですが、7番の方の先ほどの話にも関わるんですけれども、弁護人は必ず無罪を主張するというものではございませんということと、あと弁護人は検察官と違って、被告人が無罪であること

を立証する責任を負っておりません。無罪推定ということで、裁判長から恐らく常々あったと思うんですが、審理,それから評議を通じて、常にそれは頭の中にあって臨まれていらっしやったのかどうか、お伺いしたいと思います。

あともう1点,最後, すいません。恐らく皆さん, 量刑を決められるときに, 量刑グラフというものを示されたかと思うんですけれども, あのグラフを示されることが, 皆さんの判断の助けになるとお考えなのか, 逆に自分の素直なその事件の量刑判断において, むしろ縛り, 要するに逆に邪魔になるとお考えなのか, その辺の忌憚のない御意見を伺えればと思います。

たくさんですいません。

司会者

最後の点からやりましょうかね。評議の過程で, 裁判官側の方から同種事案の量刑資料を示されたと思うんですけれども, それが皆さんの御意見を形成していく上で, どんな位置付けになっていたかということなんですけれども。どなたからでも。

8番

やっぱり先ほどもちらっと言っているんですけど, もう本当に実際あれを見せられても, 流れる人は多分たくさんいると思います。流れる人は。それでもって一応予備のあれをやりますけど, ある程度まで, どこまでというのを正直にいいのかな, 見せられても, やっぱりそれはそれで, 自分のあれをしっかりと持っていれば, 流されずにいくと思います。

司会者

ほかの方, いかがでしょうか。

1番

最後、見せられました。見せられましたと言うとちょっと言い方が悪いですけど、8番の方がおっしゃられたように、皆さん、検討に検討を重ねて、自分ではこうだろう、私だったらああだろうという感じで意見を持たれて、最後、そのグラフを見るわけなんですけれども、やっぱり自分の考えをしっかりと持った上での最後なものですから、おおよそそのグラフに対して、的を外れたというんですかね、とんちんかな、無罪だろうとか、じゃあ20年だろうとか、そういうことじゃなくて、やっぱり大体皆さんが思っているぐらいのグラフ、グラフというか、その位置というんですか、に当たります。そこで、あ、やっぱりそうなんだねという感じですね。

だからむしろ手助けというんですかね。補助的な感じで。そこでさらにもう少し詰めた話をしまして、最後の判決に至ったわけなんですけれども、むしろ最後、見せていただいて助かったという感じですかね。そこを自分たちが、6人プラス2人、あと裁判長も含めてですけど、その場でその人の人生、今後の人生も含めてですけど、その場にいた方たちだけで決めたんじゃないくて、一般的に今までの過去のデータを踏まえた上で決められたということで、助かったなという記憶です。

司会者

ああいう量刑グラフを裁判官側から示されることに対して、何か違和感とかそういうことをお持ちの方というのはいらっしゃいますか。ああいうものはもう抜きにして、自分たちだけ、裁判官も含めてですけど、その合議体だけで議論する方がいいんだという御意見の方いらっしゃいますか。

程度はともかく、ああいうものがやっぱりあって、それを自分たちで今出して議論しているものの補助とおっしゃいましたか、手助けと

おっしゃいましたか、そういうものに利用しながら、自分たちの考えを検証するというか、比較するとかというのには、やっぱり必要なものだろうという感じでしょうか。

8 番

それがないと、やっぱり素人の僕らには判断基準が何もありませんので、やっぱりそれは必要だと思います。ただ、それがどうなるかは、みんなの中なものですから、どうしようもないけど、あれがないと確かに。ただ、その中で量刑を、僕はこうとか、この人はこうとかというのを、そのことで決めていくだけであって、あれがなかったら本当に全然分かりませんからね。

司会者

質問が幾つかありますので戻りますね。繰り返しのところが出てくるんですが、杉尾弁護士から言われた1点目のところで、御遺体や傷に関する写真ですね。さっき私もこれはお聞きしたんですけれども、裁判員に選ばれてやっていく以上、やっぱりそれが必要なら、裁判員としては見るのが必要だという御意見でよかったんですよ、皆さん。

2点目、検察官の主張、弁護人の主張、その分かりやすさの比較のところ、先ほど6番の方がおっしゃられて、遠いところと言っていましたかね、遠いところから何か議論をしていって、検察官が事実に基づいてこうだと言われるのとはちょっと感じが違うと、こういうことを6番の方はおっしゃられたんですけど、その辺いかがでしょうか、ほかの方で。弁護人の方の主張なり弁護方針なんかについて御意見がある方。

よく、攻める方はシンプルだけれども防御する方は大変なんだと、そういうこともあると言われるんですけれども。それは裁判だけに限らずですね。そういう何かスタンスがはっきりして、こうだという方

がシンプルだということが、いろいろな場面で言われるんですけども。

杉尾弁護士

手短に補足よろしいですか。検察官は、例えば非常に分かりやすく、図とかカラーとか駆使して図示したりすると思うんです。弁護人は多分、割とシンプルな人も多いと思うんですが、その辺が例えば分かりやすさに直結しているとお考えですか。それともそれは余り関係ないんでしょうか。

6 番

そういうことではなくて、犯罪に至る経緯が、何か崇高な理念の下に生活してきたんだけれども、それがうまく立ち行かなくなると、選んだ手段も失敗して、最後はこういうふうになったというふうなニュアンスに受け取れたんです。最初、私はその弁護人の方の話を聞いて。そんな話ってあるだろうかと思ったんです。そんな崇高な理念を持っているんだとしたら、安易な犯行に至らずに、もっと自己責任で何か努力すべきじゃないのかというのが、ぱっと頭に浮かぶぐらいに、すごく遠いところから話が持ってこられたので、それはどうなのかなと。

ちょっとそのところから、犯罪の核心的なところは、もう実際に起こってしまっていることの説明ということは、そういうところが弁護人の方にとっては、何となく何かにくるんだような言われ方をしたので、その辺は幾ら弁護する方であっても、事実をきちんと説明した上で、何かそれに伴う弁護のやり方があったのではないかなという印象を受けました。そういうことです。

司会者

3点目は、先ほども出たんですけども、供述調書の朗読、耳からだけ入ってくる情報が本当に分かって、またその後、評議とか何かを

するに当たって、記憶として残っていくものなのかどうかという辺りのこと。何か御意見のある方。

8 番

これもやっぱり僕の場合は特殊だったと思うんですけど、同じように供述のあれがあったんですけど、別の組の上の方のそれが出てきて、ごちゃごちゃ言うと長くなるものですから、関係が今いる被告と被害者とその人の関係というのも、ほとんどは後でこっちのを見てやっと、ああ、なるほど、こういう関係だったのかとかというのが分かるわけであって、この人のところへこう行って何時に来いとかと言った、どうのこうのとかと言っているんだけど、実際にはほとんど分からないですね、関係ない人のあれを聞いても。

司会者

ほかの方、いかがでしょうか。

その前提ですね。証拠調べに入って、供述調書の朗読がある場面の少し前には、検察官それから弁護人の冒頭陳述があって、これはこんな関係ですとかという事前の情報が入ってはいるんですけども、それでもやっぱり供述調書の朗読というのは分かりにくかったという御経験の方はいらっしゃいますか。

いらっしゃらない。

すいません、あと何でしたか。

杉尾弁護士

いわゆる無罪推定の原則というところは、常に意識されていていらっしゃるものなのかどうか。

司会者

立証責任を検察官が負っていて、例えば今回、殺意を争われた事件の方もいらっしゃるんですけども、殺意があったのだというのは検

察官が立証しなければならないのであって、殺意のないことを弁護人、被告人側が何か立証しなければならないのではないんだということは、常に意識はしておられましたでしょうか。

そこはお声が出ないですけど、意識していたということでもよろしいでしょうか。

(全員うなずいた)

司会者

それは裁判官側の方から、常にと言ったら変ですけど、常時、話はあるんだろうとは思っているので、それはよろしいですか。

じゃあ大分時間も押しているんで、先ほど8番の方がおっしゃられたスケジュールですね。三日のところはやっぱり十分ではないんじゃないかと。どうも自分たちで何かいろいろ議論したりする時間が短かったという御印象をお持ちなんですけど。

8番

どうやって決めるのかが分からなかったです。

司会者

ええ、そこら辺、そこをお聞きしようと。

8番

これを見て初めて、こんな長いのがあったんだと思ったぐらいで。

司会者

公判前整理手続というのがありまして、皆さんの選任手続があつて、法廷で審理が始まるんですけども、その前に裁判官、検察官、弁護人が集まって、この事件の審理方針、それから先ほどから出ていますように、証人としてどんな人を呼ぶのかとか、供述調書について同意するか不同意するかとか、そういうことを議論しながら、最終的に、じゃあこの事件は公判での審理は何日間とか、呼ぶ証人はこの人とこ

の人と。これは裁判所側が一方的に決めているのではなくて、検察官、弁護人も御意見を言われ、その上で8番さんと呼ぶのが3日と決まるんですけど、そういうスケジュールを決めるに当たって、検察官とか弁護人の方というのはどんなスタンスで臨んでおられるのか、もしちょっと8番さんの疑問、疑問と言ったら変ですけど、それにちょっと御説明していただけたら。

#### 北迫検察官

恐らく最初は検察官が立証するために証拠を出しますので、その証拠の量によって決まってくると思うんですね。私、8番さんの事件は経験したわけではないんですが、恐らく証拠で調べるものがとても少なく、あとは被告人質問だけというような事件だったと思うんですね。その他、証人も何人なのか、そして通訳事件であれば、大体1.5割増しの時間をとるようにしているので、それで長くなりますし、あと被告人質問は弁護人の方からしますので、弁護人がどれぐらいしたいのかと。大体被告人質問の時間も事件によって違いますし、同じ1個の事件の中で、いっぱい何個も何個もあって、被害者が何人もいると、それだけ被害者の調書を読んだり、被害者の人が出てきたりということで違ってきます。

通常はやっぱり否認事件の場合、さっき7番さんが、そんなに要らなかったんじゃないかというふうにもおっしゃいましたが、そして被告人の弁解がどうなんだというお話もありましたけれども、やはり刑事司法というのは、弁護人はもちろんですけども、検察官も立証責任があります。被告人の弁解にも正面で向き合ったときに、やはり直接誰かが見ていたとか、これはもうこの証拠で決まりだろうという、そういう事件でない限りは、たくさんの証拠を出して一生懸命立証しているのです、そういう意味で時間がかかる、いっぱい証拠も出ちゃっ



て時間がかかるという事件もあります。

司会者

弁護人の立場から何か。

杉尾弁護士

特に。同じようなことだと思いますが。

司会者

それでは、最後に8人の皆様方から、制度として改善すべき点があるかどうか、法曹三者に望むこと、それから、これから裁判員になれるという方に対して、何か経験を基にメッセージといたしますか、アドバイスといたしますか、そういうものを頂けたらと思います。どんなことでも結構ですので、一つ二つ、お話しただけたらと思います。

1 番

今回、縁がありまして、裁判員制度の裁判をさせていただきました。経験する前、経験した後、やっぱり最初はやりたくないなというのが本音でした。今はやって良かったなという気持ちです。

その裁判、僕が担当した裁判ですね、おじいちゃん、おばあちゃんの介護の行く末であったりという、今、社会問題になっている事件でしたので、特に僕自身にも、僕が事件を起こすとかじゃなくて、僕の両親にも関係があるような事件でしたので、特に良かったなとは思っているんですけども、いろいろと新聞とかニュース等で事件が起きています。その背景というんですかね、そういったところを分からず、例えば誰々さんが誰々さんを刺して死んじゃったの、懲役何年だったの、ああ、大変だねというぐらいで、いろいろニュース、事件、情報が耳の中に入ってきますけれども、そういったのも、いろいろ背景があって流れがあってということで、そういう事件が起きているなということ、改めて再認識しました。

こういう殺人事件はちょっと特別ですけれども、傷害であったり窃盗であったり、いつ自分の身に降り懸かってくるか分からない事件です。そういったのも、そういう背景とかそういうのをちょっといろいろ踏まえて、景気が悪いだの仕事が少ないだのという、そういった、よくそれで泥棒に入ったとか、ちょっと万引きしちゃったよとか、そういった事件も耳にしますけれども、そういうのもあったりもしますので、そういうのも考えて、裁判員制度のこういう事件を経験したことによって、皆さん、もっと広い目で世の中を見るようになって、ゆとり、余裕のある気持ちというんですかね、もう少し周りを見てということもできるんじゃないかなと思います。

僕自身、実際これを経験したことによって、世の中をもっと前より広く見るようになったというか、できているのかなと思いますし、そういった意味で、皆さん経験してもらえればなと思います。

## 2 番

さっきもちょっと言わせてもらったんですけど、殺人とか凶悪事件は、地元の間人間が地元の間人間を裁くということは、どこでどうつながっているか分からないので、やっぱり改善していくところはあるんじゃないのかなというふうに私は思いました。

あともう1個、ちょっと日程的なことで思ったんですけど、私が行ったのは、7月の前半に、土日を抜いていると約2週間ぐらいだったんですが、お盆がそこに重なって辞退という方が相当多かったんじゃないかと思ったので、そういう地域性を見て日程を決めた方がいいんじゃないかなとは思いました。

あとは裁判員裁判、何かすごく特別な、周りにもまだ経験したという人は全くいなくて、私自身、会社で制度はあるんですけど、やっている人はいなくて、裁判員で休むという制度を使うのは私が初めてだ

ったので、会社の人も何となく対応はしてもらいましたけれども、そういうのがもっと浸透するような何かがあるといいんじゃないか、子供の頃からそういうようなことをやるといいんじゃないかなと思いました。

仕事を持たれている方はなかなか難しいと思うんですけど、私はやったことでニュースの見方も少し変わりました、ちょうど私がやった後に三鷹のストーカー殺人事件が裁判員であって、そういうのもそれまでだったら流すだけだったんですけど、そういうのも裁判員裁判をやったと聞くと、事故、事件の中身に少し興味を持ちますので、多くの人にやってもらえるのは大変いいことだと思います。

### 3 番

提案とか改善してくださいということでは決してないんですが、8人が選ばれる、その前に30人ですか。その前は100人か200人やる。その辺のことは、一番厚い物が来たときには。それで30人になったとき、もちろん皆さんも経験しているわけなんですけど、あくまで無作為だということでも最初の説明から全部書いてありましたんですが、誤解なさないように、これはだめだということじゃないんですけど、ちょうど8人選ばれて、密室へ行かれますね。6人プラス二人で。そのときの抽出方式なんですけど、あれって、こういうことが無作為なのかと私自身がちょっと気持ち考えただけなんですけど、ホワイトのところで番号書いていく、しかも8人が誓約書を書くということになれば、当然これはそういうことだろうなと。初めての経験ですからね、皆さん。

しかも女性の方も必ず、必ずかどうか、あくまで私のときは偶然だと思いますけど、それから非常に職業が実に見事にばらばらだったから、それで70歳以上はこうですよ、その辺も別にやられることはで

きますよということがありましたんですが、ただ健康であれば、うその記述は困りますようなことが言われまして、確かにそのとおりだよと。ああ、これ、すばらしい、いろいろな人柄の人選だったかなと。まず決して悪いことはやらないものですから。ただ、余りに無作為で抽選していますということが最初に頭にあったものですから、いや、偏る場合もあるし、そういうものはいいのかなということで、ちょっと感じたんですが。経験したことに対しては非常に貴重でした。これはあくまでもそのとおりだと思います。

#### 4 番

改善するべき点があるかといえば、自分の場合は他国の人が起こした事件だったので、全く日本文化とかけ離れているところもあるわけで、資料的なものを、一番最初、こういう事件の内容ですよと見せられて、ああと読んでいて、でも、その国の特徴とか、そういう細かい、この国はこういう感じの国でという感じの、細かい古典的な部分の資料があっても良かったかなというのがあるって、全くよその国のことを全く分からない人たちが裁判になって、え、日本だとこうなんだけど、外国はどうなんだという、日本と文化の違いというのがあるので、やっぱりそこは、外国人が起こした事件には、その国の特徴、その国の文化はこういう文化があるんですよということも資料にプラスしてもらった方が良かったかなと、やっているうちに思ったこともあります。

あと、これから裁判員になる人には、自分は選ばれるなと思っていたので、もう全然何とも思わなかったんですけど、まず来た書類が選考で選ばれた時点で、やれると思ったならば、やった方が絶対いいと自分は思いました。

#### 司会者

5 番の方はこの制度について御意見があるんですけど、そういうこ

とも含めてもう一度。

## 5 番

最初に言いましたように、私はやっぱりこの制度には反対です。反対ですけれども、今、この制度がある限りは、誰かがやらなければいけない。やらなければいけないところで、やりたい人と待っていましたという方と、私のように、え、どうして私ということがあるんですけれども、やっぱり素人として、人が人を裁くということには、すごく私、抵抗を感じるんですよね。プロの方がいろいろ勉強されて裁く分にはそれでいいんですけれども、全くの素人が勝手に、ある意味感情が入ってしまって裁くことに対しては、すごく抵抗があります。それが裁判員制度に対してのちょっと抵抗なんですけれども、制度のあるうちは続けていかなくてはいけないので、やってくださる方の選考方法というか、それもちょっと変えないと。

無作為というけど、無作為って本当に無作為ですか。とてもそうは。どうしても質問しちゃいますけれどもね。本当に無作為というと、すごい方にも当たっちゃいますよ。拒否できる対象というのも、本当に絶対断れないようなものになっていますね。妊娠中とか、何か私なんかもうそんな年じゃないのに、それも。なので、やっぱりそれが原因でノイローゼになる方も出てくるかもしれない。なので、制度がある限りは誰かにやっていただかなくてはならないんですけれども、猟奇殺人とかそういう事件というのは、やっぱり普通の方には大変だろうなと思いました。

## 6 番

私は基本的に制度というものは、やはり常に進化していかなければならないものだと思うので、出発点はいろいろ欠点だったり不足の部分であったり、そんなところが否めないと思うんです。でも、だから

とってやめる必要はないと思います。むしろ、密室とはいいいませんが、限られたところだけで議論されることを、私はそのことの方が恐れを抱くというか、そういうことの方がむしろ怖いのではないかなと思うので、やはり情報であったり、制度、そういったルールも、どんどん開かれていったのを見ながら知るべきだと思いますし、それが社会の皆さんの責任だと思うんですね。気がなかつたり、絆がなかつたら、世の中は正常に回転していかないというか、進んでいかない。そういうひずみが、今、いろいろな社会の中で、不公平感だったり閉塞感が、いろいろな犯罪だったり、不平等、そういったものをもたらしている、格差をもたらしているというのも私は一つあると思いますので、やはりこうした制度をもっともっと改革というか、改善していきながら、皆さんが関わっていける機会にされてはどうかと思います。

それから特異な事件といいますか、そういった外国籍の外国の方とか、文化とか風習が違う方が起こした事件であったり、一般社会とは言えないような、そういう組織の方といいますか、そういったところの事件については、やはり専門性がかなり必要だと思われるので、そういう事件というか、事案については、やはり裁判員裁判でなされることなのかなという、少しそういう疑問はあります。

ただ、重たい量刑の事件であっても、私たちは避けて通れない。いつ自分の身の回りでそういったことが起こるかもしれない、巻き込まれるかもしれない。実際に今回関わった事件の中で被害を被られた方は、その後もずっとそういったトラウマといいますか、そういったものにさいなまれている。これからもそういうことが払拭される、ゼロになることはないと思いますので、私たちもいつそういった環境になるか分かりませんので、この事件に関わらせていただいた後に、家族

といろいろ話し合う時間を持ちまして、私たちの親の世代であったり子供の世代にも、そういったことをいろいろ話合いをしてまいりました。やはり知らなければいけないなということは世の中にたくさんありますので、こういったことを経験を通して一つ勉強になりましたので、これからもできれば多くの方にこういった機会に関わっていただけたらなというのが私の思いです。

#### 7 番

制度が始まってまだ6年ということなのですが、これから円熟を重ねて、中には再度裁判員やってみたいという方もいるんじゃないかなというのと、皆さん初めてでぎくしゃくした中でやるのであれば、一人ぐらい経験者になるとか、そういったレビューも重ねるとかをして、もっとより良い制度にしていったらどうかなと思います。

#### 8 番

僕も制度そのものは、もうできている以上、やってくれればと思うんだけど、ただ、仕事関係で、僕の場合はもうちょうどリタイアした時期だったのでよかったんだけど、十日というと、なかなか個人企業とか零細だと、ちょっと厳しいと思いますよ。やっぱりせいぜい三日、それもちょうと法で決められていたって、その人の仕事がある以上、三日でも本当厳しいという人がかなりいましたからね、30人呼ばれた中に。僕も実際現役でやっているときだったら三日が限界かなという。十日はちょっともうできないなという部分がありますので、そこら辺を法的に何とかするとかしても、結局は個人企業の人は無理なんですよね、十日なんて。そこら辺を何とかしてほしいというのはありますね。

#### 司会者

どうもありがとうございました。

一つだけ私の方から御説明しますと、裁判員の方の選出に当たっては、あれは全くの無作為です。1番の方の事件は、6人全員男性でしたか。裁判員補充員の方は別に。

1番

そうですね。はい。

司会者

だから3番の方がちょっとおっしゃいましたけれども、意図的に男女比だとか何とかということは、もうおよそなく、全くの無作為なんです。どこかの事件というのは裁判員の方が女性6人というのも起こっていますし、だから逆に言うと、そうやって年齢もうまく、性別もうまく分かれるときもありますけれども、逆に偏ることもあるんです。

最後に、山崎裁判長より、一言お願いします。

山崎裁判官

6番さんと7番さんからも御指摘もらいましたとおり、裁判員制度も6年余りで、人で例えると小学1年生になったところということで、まだまだいろいろな壁にぶつかりながら成長していかなければならないというところです。

私自身も、1番さんと御一緒したときと7番さんと御一緒したときと、1年近く差があるんですけれども、1番の方には申し訳ないんですが、1件1件工夫を重ねて問題を克服して行って、7番さんと御一緒したときの方が、大分御説明とか評議がうまくできたようなところがあります。こういった次第ですね。

もちろん1件1件の工夫、問題点の克服というのは、裁判官だけではなくて、こういうふうな問題点があったんですよと、こういうことで、検察官、弁護士さんも、両方勉強しながらみんなで良くしていこうと、そういう方向でやっていますので、皆さんも今日おっしゃって



いただいたことをいろいろな方にお話をさせていただいて、皆さんが参加しやすいようになってくれればいいなというふうに思っています。

どうも今日はありがとうございます。

#### 司会者

ちょっと時間をオーバーしてしまいまして、これは司会の不手際の最たるものなんですけれども、その一方で、時間をオーバーしてでも、大変貴重な御意見、御感想をお聞かせ願いまして、本当にありがとうございます。改めて心から感謝申し上げます。

隣におります山崎裁判長も申しあげましたとおり、これからさらに工夫あるいは改善を進めてまいりたいと思っております。国民の方に参加していただける、参加しやすい制度にし、それから法廷での審理を分かりやすいものにし、評議なら評議の中で御自身の意見を率直にきたんなく言える、そういう雰囲気醸しながら充実した評議をしていくと、これが課題であります。本当にそんなふうに行っているかというのを絶えず点検・検証しながら、私ども法曹三者は一致団結して取り組んでいかなきゃならないというふうに思っております。

参加のしやすさというところで言いますと、特別休暇という制度が設けられている企業というのは限られております。そうした中で、お仕事をお持ちの方にどんなふうにしたら参加しやすくなるのか、制度開始の直前には、裁判所も検察庁も弁護士会も、この制度の周知ということで、いろいろなことをやりました。企業、それから学校、あとはいろいろな団体、そういうところを回って周知をし、休暇の取りやすさということについても、経営者の方々にもいろいろお願いしてまいったわけなんですけれども、6年が経過したこの時点で、もう一度原点に戻って、そうした周知徹底とか、先ほどどなたかおっしゃいましたけれども、小さい子供の頃からの法教育といったことも含めて、

また原点に戻って力を入れていきたいなというふうに思っております。

今日、多くの方が、裁判員を経験してみてよかったと、こうおっしゃっていただいております。今後、いろいろな方から裁判員をやってどうでしたかということをお聞きになられることも、またあるんだろうと思いますけれども、ぜひやってみたらどうかというふうにお勧めいただけると、私どもとしては非常にありがたいなと思っております。

今日は本当にお忙しい中お集まりいただきまして、本当にどうもありがとうございました。これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

以 上